

これまで実施した受験上の配慮は、以下のとおりです。

令和8年4月1日現在

区 分	対象となる者	受験上の配慮の実績
[ア] 視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・点字による教育を受けている者 ・両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ・視力以外の視機能障がいが高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ・上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大文字問題冊子の配付 ・拡大鏡等の持参使用 ・試験時間の延長（1.3倍） ・座席の配慮 ・UDフォント問題冊子の配付 等
[イ] 聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・両耳の平均聴カレベルが60デシベル以上の者 ・上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者 	<ul style="list-style-type: none"> ・注意事項等の文書による伝達 ・補聴器又は人工内耳の装用（FM電波やBluetooth等の受信機能のスイッチを切って使用する） ・座席の配慮 等
[ウ] 肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障がい著しい者 ・上記以外で肢体不自由者に関する配慮を必要とする者 	<ul style="list-style-type: none"> ・解答紙の拡大 ・車椅子、杖の持参使用 ・試験時間の延長（1.3倍） ・別室の設定 ・1階又はエレベーターが利用できる試験室で受験 ・トイレに近い試験室で受験 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・付添者による介助 ・試験場への乗用車での入構 等
[エ] 病 弱	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子、松葉杖の持参使用 ・座席の配慮 ・トイレに近い試験室で受験 ・別室の設定 等
[オ] 発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・学習障がい、注意欠如・多動症（注意欠陥多動性障がい）、自閉スペクトラム症（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい等）等のため配慮を必要とする者 	<ul style="list-style-type: none"> ・注意事項等の文書による伝達 ・試験中のみ耳栓を使用（デジタル耳栓はFM電波やBluetooth等の受信機能のスイッチを切って使用する） ・試験時間の延長（1.3倍） ・座席の配慮 ・別室の設定 等
[カ] そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・[ア]～[オ]の区分以外の者で受験上及び修学上の配慮を必要とする者 	<ul style="list-style-type: none"> ・松葉杖の持参使用 ・トイレに近い試験室で受験 ・座席の配慮 ・別室の設定 ・発話への配慮 等